

滋賀県中学校体育連盟主催大会合同チーム参加規定

滋賀県中学校体育連盟

滋賀県中学校体育連盟が主催する各大会について、部員数が少ないため単独でチーム編成ができない中学校（運動部活動）に対し、大会参加のための救済措置として下記のとおり規定を設ける。

1 合同チームの編成

- (1) 合同チームを編成する場合、年度当初に当該校それぞれに運動部として設置され、学校教育計画に基づいて活動していることを条件とする。
- (2) 合同チームの当該校は、滋賀県中学校体育連盟の加盟校であること。
- (3) 個人種目のない下記の競技において、チームが規定人数を下回った場合のみ、合同チームを編成することができる。
ただし、3校以上のチーム編成を行う場合は、合同チーム参加規程(補足説明)におけるチーム編成形態「②合併型」のみとする。

軟式野球 (9)	ソフトボール (9)	バレーボール (6)	バスケットボール (5)
サッカー (11)	ハンドボール (7)	アメリカンフットボール (11)	ホッケー (6)
ラグビーフットボール (12)			

* () 内は、規定人数を示す。

* 学校事情による合同チームの解消等についても柔軟に対応すること。(前年度夏季総体以降に合同チームの実績があるものについては、当年度についても、県中体連の承認がある場合、引き続き合同チームを編成して参加することができる。)

- (4) 合同チームの編成は各校の校長が認め、合同チームとしての計画的な合同練習等を実施すること。
- (5) 同一ブロック内による合同チーム編成を原則とする。
ただし、同一ブロック内にチームがない場合や地理的な条件等から、隣接するブロックのチームと編成する場合は、事前に県専門部を通して県事務局の承認を得ること。この場合、大会参加するブロックは、県専門部と協議し決定する。

2 合同チームの登録

- (1) チーム登録は、主体校より競技別プログラム編成会議の2週間前までに行う。
- (2) 登録チーム名は、主体校名を先にし、派遣合流校と連記したものとする。

3 大会参加申込み

- (1) 参加申し込み手続きは、主体校より行う。
- (2) 合同チームの監督は、主体校の監督とし、引率者は各校の教職員であること。
ただし、派遣合流校の実情により教職員が引率できないときは、各校の校長の了承があれば、主体校の引率者を代表引率者に認める場合がある。

4 本規定は、平成15年 4月 1日より実施する。

平成25年	2月22日	一部改正
平成28年	2月26日	一部改正
令和 3年	4月15日	一部改正
令和 5年	4月13日	一部改正

滋賀県中学校体育連盟主催大会合同チーム参加規定（補足説明）

滋賀県中学校体育連盟

滋賀県中学校体育連盟が主催する各大会について、部員数が少ないため単独でチーム編成ができない中学校（運動部活動）に対し、大会参加のための救済措置として下記のとおり規定を設ける。

1 合同チームの編成

- (1) 合同チームを編成する場合、年度当初に当該校それぞれに運動部として設置され、学校教育計画に基づいて活動していることを条件とする。

- ・それぞれの学校に運動部が設置され、顧問の指導により日常的に活動していること。
- ・勝利至上主義のためのチーム編成でないこと。

- (2) 合同チームの当該校は、滋賀県中学校体育連盟の加盟校であること。

- (3) 個人種目のない下記の競技において、チームが規定人数を下回った場合、合同チームを編成することができる。

ただし、3校以上のチーム編成を行う場合は、合同チーム参加規程(補足説明)におけるチーム編成形態「②合併型」のみとする。

軟式野球 (9)	ソフトボール (9)	バレーボール (6)	バスケットボール (5)
サッカー (11)	ハンドボール (7)	アメリカンフットボール (11)	ホッケー (6)
ラグビーフットボール (12)			

* () 内は、規定人数を示す。

* 学校事情による合同チームの解消等についても柔軟に対応すること。(前年度夏季総体以降に合同チームの実績があるものについては、当年度についても、県中体連の承認がある場合、引き続き合同チームを編成して参加することができる。)

- ・合同チーム編成の形態とその主体校は、下記のとおりとする。

- ① 派遣型 規定人数以下のチーム(A)に、他のチーム(B)から選手を派遣する。
主体校は、(A)中学校とする。
- ② 合併型 規定人数以下のチーム同士が、合併する。(3校以上も可)
主体校は、各校の協議により決定する。
- ③ 合流型 規定人数以下のチーム(A)が、他のチーム(B)に合流する。
主体校は、(B)中学校とする。

- ・上記①(派遣型)による合同チームは、秋季総合体育大会のみ参加を認める。
- ・近畿中学校体育連盟の申し合わせにより、上記①(派遣型)による合同チームは、近畿中学校総合体育大会への参加は認められない。
- ・前年度の夏季大会に実績のある上記②(合併型)、③(合流型)による合同チームは、次年度の夏まで引き続き合同チームを編成できる。

- (4) 合同チームの編成は各校の校長が認め、合同チームとしての計画的な合同練習等を実施すること。

・チーム編成に必要な様式は、別に定める。(合同様式1・2)

- (5) 同一ブロック内による合同チーム編成を原則とする。

ただし、同一ブロック内にチームがない場合や地理的な条件等から、隣接するブロックのチームと編成する場合は、事前に県専門部を通して県事務局の承認を得ること。この場合、大会参加するブロックは、県専門部と協議し決定する。

・隣接するブロックのチームとは、計画的に合同練習会等が実施できる範囲とする。

2 合同チームの登録

- (1) チーム登録は、主体校より競技別プログラム編成会議の2週間前までに行う。

- ・大会参加申し込みとは別に、事前にチーム登録を行うこと。(合同様式3)
- ・当該校長の承諾書(合同様式2)の写しおよび部員名簿等(規定数以下であることを証明するもの)を添付すること。
- ・専門部は、主体校と派遣合流校の各校に承認書(合同様式4)を送付すること。
- ・夏季総合体育大会では、ブロック予選から合同チームとして参加していること。

- (2) 登録チーム名は、主体校名を先にし、派遣合流校と連記したものとする。

3 大会参加申込み

- (1) 参加申し込みは、主体校より行う。

・参加申込時に、合同チーム選手名簿(合同様式5)を添付すること。

- (2) 合同チームの監督は、主体校の監督とし、引率者は各校の教職員であること。

ただし、派遣合流校の実情により教職員が引率できないときは、各校長の下承があれば、主体校の引率者を代表引率者に認める場合がある。

・代表引率を認めるのは、①(派遣型)による合同チームにおいて、合同チームと派遣合流校チームの試合が、同一日で会場が異なる場合のみとする。
(派遣合流校チームに、複数の引率者が必要になるため)

4 本規定は、平成15年 4月 1日より実施する。

・本規定を改定する場合は、理事・専門委員長会で協議し、支部長・評議員会での議決をもって行う。

平成25年 2月22日 一部改正
平成28年 2月26日 一部改正
令和 3年 4月15日 一部改正
令和 5年 4月13日 一部改正

合同チームの大会参加に伴う手続きについて（合同様式1～5）

手順1 合同チームの編成について

(1) 合同チームの編成

- ・編成依頼書（合同様式1）により規定人数未満の学校から依頼する。
- ・編成依頼を受けた派遣、合併、合流校は承諾書（合同様式2）により承諾する。
- ・②合併型の場合は、主体校と派遣合流校を決定し、主体校からの編成依頼を受けて、派遣合流校が承諾する。（合同様式1、2の授受）
- ・部員名簿等により、規定数未満であることを確認する。

(2) 合同練習等の実施

- ・合同練習等を計画的に実施する。

手順2 合同チームの登録について（競技別プログラム編成日より2週間前まで）

(1) 合同チームの登録

- ・チーム登録は、主体校より行う。
- ・登録依頼書（合同様式3）を県専門部長（専門委員長）に提出する。
（秋季新人大会ブロック大会においては、ブロック専門部責任者に提出する。）
- ・承諾書（合同様式2）の写しおよび必要な部員名簿等を添付する。
- ・隣接するブロックのチームの場合は、県専門部に事前に協議し、参加するブロックを確認する。
- ・①派遣型の参加は、**秋季総合体育大会のみ認められる。**

各チームの顧問は、活動（出場）チームを選択させる等、事前に生徒の意向を十分に把握しておく。

(2) 専門部の承認手続き

- ・申請の内容を検討し、チーム登録・参加ブロック等を決定する。
- ・各大会事前報告書①にて、決定した内容を県事務局に連絡する。
- ・該当校長宛（各校）に承認書（合同様式4）・大会申込書を送付する。

手順3 大会参加申込みについて

(1) 大会参加申し込み

- ・大会参加申し込みは、専門部指定の申込用紙で、主体校より行う。
このとき、合同チーム選手名簿（合同様式5）を添付する。

(2) 監督・大会引率者

- ・監督は主体校の教員であり、引率者は各校の教職員が原則である。

(3) 合同チームの登録・参加状況の確認

- ・事務局は総合プログラム編成会議で、合同チームの登録・参加状況を確認する。

